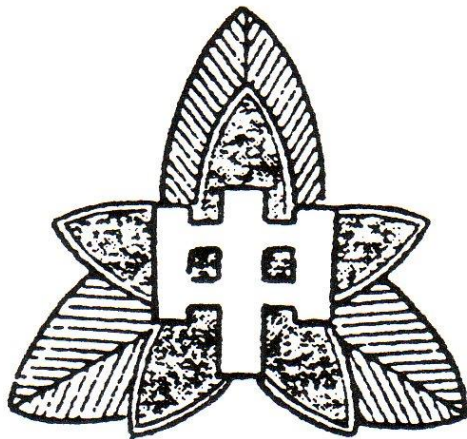


令和7年度

唐津市立相知中学校

いじめ防止基本方針



唐津市立相知中学校

唐津市相知町相知 2482

TEL 0955(62)2814

FAX 0955(62)2815

唐津市立相知中学校いじめ防止基本方針

令和7年 4月 1日

1 策定の意義

いじめは、人権の侵害であり、生徒の身体や人格を傷つけ、時として生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることから、決して許されるものではない。

そのため、いじめは、どの生徒にも、どの学校でも起こりうるとの認識を持ち、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。

このことから、本校は、これまでの①いじめの未然防止、②いじめの早期発見・早期対応、③いじめの再発防止の取組をさらに充実させ、保護者・地域、関係機関等と連携して取り組むために法第12条の規定に基づき、唐津市立相知中学校いじめ防止基本方針を策定する。

2 いじめ防止等に関する基本的な考え方

「いじめの定義」

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

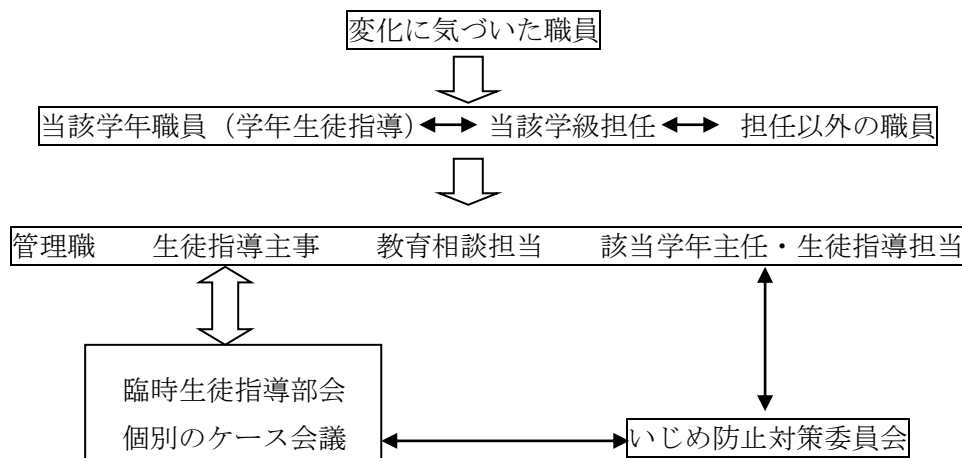
○いじめの防止は、すべての生徒が安全・安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず行う。

○いじめは、いじめを受けた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを、生徒が十分に理解できるようにする。

○いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することを第一義に、学校は、家庭、地域住民、県その他の関係者の連携のもと、いじめ問題を克服することを目指して行う。

3 いじめ防止等のための指導体制・組織

いじめの未然防止、いじめの発生時の対応に関する役割分担や組織について下記に記載する。



（1）学校いじめ対策委員会の設置と役割

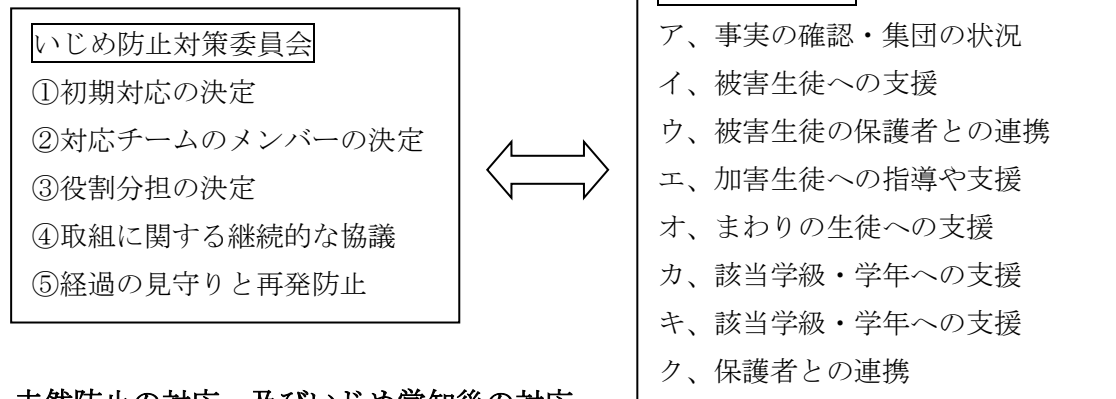
①いじめの防止等に関する対策や措置を学校の中核となって実効的に行うため、「学校いじめ・

体罰等対策委員会」(以下「対策委員会」という。)を置く。

いじめ防止についての対策委員会の役割は、要綱の中で定めており、いじめ防止対策推進法に基づくいじめの調査、解消及び再発防止に関することを扱う。また、対策委員会の委員及び体罰に関する事等についても要綱で定める。

- ②事案の状況等必要に応じ、校長の求めにより、校長が必要と認める外部委員を含めた拡大対策委員会を開催する。拡大対策委員会の委員及び役割は要綱で定める。

いじめ防止委員会の機能



(2) 未然防止の対応、及びいじめ覚知後の対応

いじめの未然防止については、学校の基本方針にそって学年と関係校務分掌が連携をしながら学校全体として取り組む。

いじめ覚知後は、いじめ防止対策推進法の規定に則り、「教育現場における安全管理の手引き」及び学校の危機管理マニュアルにそって、必要な組織を開催し、速やかに対応する。

4 いじめの未然防止の取組

生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行う。

また、いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、すべての教職員が共通理解を図り、学校の教育活動全体を通じて取り組む。

(1) 道徳教育、人権教育の改善・充実

生命を尊重する心や他者への思いやり、倫理観などの豊かな心を育み、望ましい人権感覚を身につけさせるため、学校教育活動全体における位置づけを明確にした道徳教育及び人権教育の取組を行う。

(2) 生徒の自主的な取組への支援(生徒会人権宣言を核として)

生徒会活動などにおいて、生徒が自主的・自発的にいじめ問題を考え、自ら改善に向けた活動が進められるよう生徒会活動などの特別活動を充実させる。生徒朝会時に、生徒会人権宣言を読み上げ、全校生徒が復唱する。

(3) インターネットを通じて行われるいじめ防止(講師招聘による講演会等の実施)

生徒の情報機器の使用状況を調査し、実態に応じた情報モラル教育の充実に努め、インターネットを通じて行われるいじめの防止を図る。

(4) よりよい学級集団づくりのための取組

生徒を対象にアンケート等を実施し、よりよい学級集団をつくるための客観的なデータと

して活用し、いじめの未然防止・早期発見に努める。また、よりよい活用の仕方を探るための講演会や研修会を実施する。(Q・Uの活用)

(5) 生徒の自己肯定感を高めるための地域との連携

地域や外部の人材の協力を得ながら、体験的な活動を通じて自己肯定感を高めるとともに、規範意識を醸成し、成長意欲の伸張に努める。

また、学校便りや育友会総会、学校評議員会等を通じて、いじめが生徒の心身に及ぼす影響や一体となっていじめを防止することの重要性など、いじめの問題の理解を深めるための啓発活動を行う。

(6) 年間を通した活動

いじめの未然防止、早期発見及び事案対処の行動計画となるように以下のような年間活動を計画する。

月	主な活動計画(案)
4月	・学級開きや学年開き等の取組を通して生徒の人間関係を把握
5月	・家庭訪問で把握した情報の共有と対策(生徒指導協議会) ・第1回Q・Uテストや生活アンケート
6月	・ふれあい道德 ・いじめ調査アンケートおよび教育相談 ・Q・Uテストの結果分析と活用(講師招聘による校内研修)
7月	・三者面談、二者面談 ・SCとの連携授業
8月	・Q・Uテストの活用の仕方(生徒指導協議会)
9月	・生活アンケートの実施
10月	・第2回Q・Uテストの実施
11月	・Q・Uテストの結果分析(生徒指導協議会)
12月	・三者面談、二者面談、いじめ防止対策委員会
1月	・生活アンケートの実施および教育相談
2月	・生徒指導協議会(総括と次年度にむけて)
3月	・小学校との情報交換

5 いじめの早期発見の取組

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、気づきにくく判断しにくい形で行われたりすることを認識し、ささいな兆候であってもいじめではないかとの疑いをもち、早期からの適切な対応により、いじめの積極的な覚知に努める。

以下の取組を柱にいじめの早期発見に努め、生徒・保護者がいじめを訴えやすい体制を整える。

(1) 生徒の些細な変化に気づくために

生徒の些細な変化を見逃さないためには、教師の丁寧な目配り必要である。担任は、授業中の様子を観察するとともに、一人ひとりの思いや学校生活状況に留意する。担任以外の教師は、いじめが発生しやすい授業以外(始業前、休み時間、給食・清掃の時間、放課後など)に役割を分担して観察する。

(2) 相談体制の整備

校内の相談体制の充実を図る。そのため生徒からの相談には積極的にのる姿勢を示し、日常的な関りを大切にする事で、相談しやすい雰囲気をつくる。

①担任による面談

教育相談期間を設定し、個人面談を行い、学校での生活状況や進路等について話し合う。
気になる状況については、保護者、学校関係者、スクールカウンセラー等により情報を共有し、適切に対応する。

②スクールカウンセラーによる面談

「教育相談だより」により、スクールカウンセラーによる面談の日程を生徒・保護者に周知する。

③相談窓口の充実

相談窓口を設置し、相談があれば直ちに管理職へ報告し、校長は速やかに対策委員会を開催し対応する。

④青少年支援センターや「いじめホットライン」等への電話または面談窓口の活用

(3) アンケート等による実態把握

県教育委員会が実施する年1回のアンケートとともに、学校独自の生活アンケート調査を実施し、いじめの早期発見に努める。また、定期的に行うことでいじめ抑止の効果がある。

(4) ネット上への書き込み等の実態把握

関係している様々な諸機関と連携しながら実態把握に努め、不適切な書き込みについてサーバー管理者へ削除を依頼するなど、早期発見及び早期対応を図る。

6 いじめ事案への対応

(1) いじめ発生時の対応

※状況に応じては、同時進行または順番が入れ替わることもある。

ア その場にいた生徒からの情報収集（状況次第ではないこともある）

イ 集団の状況に関する情報を収集する。

ウ いじめ構造の存在を確認、または、疑いが濃くなったら、被害に遭っていると思われる生徒から聞き取りを行う。（生徒が一番信頼できる職員が聞き取りを行う）

エ 学年や関係者が情報の共有化を図り、管理職へ報告する。

オ 臨時生徒指導部会を開催し、学校の方針を確認する。

カ いじめ被害を受けている生徒へ寄り添いながら、不安感の減少に努める。

キ 同時に、加害生徒から事情等を聞き指導にあたる。

ク 同時に、保護者へ連絡し、状況を説明する。場合によっては、来校してもらう。

ケ 同時に、関係機関へ連絡する。場合によっては、警察、児童相談所と連携を図る。

コ 傍観者的立場の生徒への指導または望ましいあり方等について理解させる。

サ 学級、学校全体でいじめ防止のための手立てをうつ。

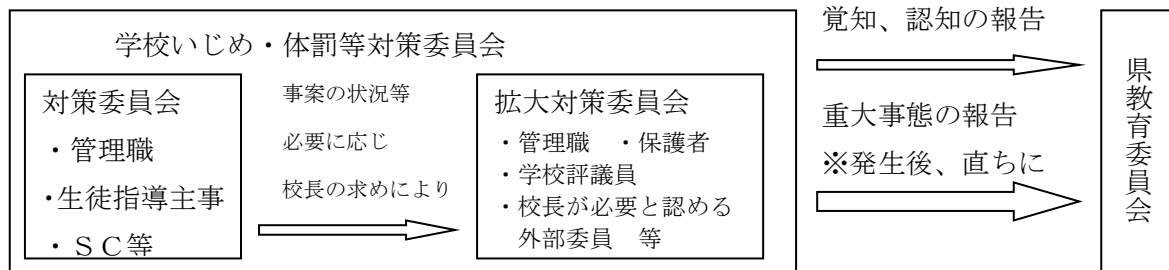
(2) 重大事態への対応

①重大事態、重大事態と疑われる事態、被害者生徒の保護者から重大事態の申し立てがあった場合は、直ちに教育委員会へ報告する。

②直ちに状況を調査し、教育委員会と連携しながら対処していく。

- ③学校いじめ対策本部を設置する。
- ④対策委員会に諮問し、対策委員会は調査を行う。
- ⑤教育委員会の指示に従い、事態の収束に努める。

対応のフロー図



7 いじめ再発防止の取組

被害生徒へのケア、加害生徒への指導、保護者を交えた謝罪の場の設定など、適切な措置により一定の解決を図った後、3ヶ月以上経過観察を行う。通常の生活に戻った状態を「解消」として判断し、「解消」に至った場合は、教育委員会に報告する。

- (1) 認知したいじめについて、被害生徒へのケアや加害生徒への指導など、学校による適切な措置が行われた後、双方の保護者も交えた謝罪の場を設けるなど、一定の解決が図られた後、3ヶ月以上その後の観察や面談などを行い、通常の生活に戻ったと判断できるまで留意する。
- (2) 学校全体の教育課程を見直し、改善する。健全なる心の教育の強化を図る。
- (3) 職員研修の充実に努める。原因や学校教育の不備の部分を確認し、教職員の使命感を高める。

8 職員研修

- ①年度の初めに、いじめについての基本方針等を確認する。
- ②生徒指導協議会で気になる生徒について情報交換と対応について話し合う。
- ③情報モラル、事例研修会による対応力の向上を図る。

9 取組体制の点検及び評価について

(1) いじめの問題に関する点検項目

いじめ問題の対応について学校自己点検を行い、改善充実を図るため、定期的に「いじめの問題に関する点検項目」を活用して点検する。また、点検結果を教育委員会に報告する。

(2) 学校評価の活用

学校評価に共通評価項目として設定している「いじめ問題への対応」について、評価の観点・具体的目標・具体的方策を設定し取り組む。年度末に評価を行い、次年度に向けた取組の改善に生かす。

唐津市立相知中学校 いじめ防止対策委員会設置要綱

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、いじめ防止対策推進法（平成25年度法律第71号）第22条に基づき唐津市立相知中学校に、いじめ防止対策委員会（以下委員会という。）を置くこととし、設置に必要な事項を定めるものとする。

(役割)

- 第2条 委員会は、以下の事項について協議を行い、いじめ防止等について必要な措置を講じる。
- (1) いじめ防止対策等に関すること
 - (2) いじめの解消や再発防止等に関すること

(委員会の構成及び委嘱)

- 第3条 委員は、教職員の他、心理、福祉等に関連する専門的な知識を有する者、その他の関係者により構成する。本校の教職員以外の委員は、学校長が委嘱する。
- 2 教職員とは、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事とし、必要に応じて該当生徒の所属する学年主任、担任などとする。

(専門家よりの意見の聴取)

- 第4条 いじめの内容等により、委員会において必要があると認められる場合は、教育委員会と協議の上、必要に応じて、臨床心理士、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、指導主事、警察関係者等の意見を求めることができる。

(教職員以外の委員の任期)

- 第5条 教職員以外の委員の任期は、任命または委嘱の日から当該年度の末日までとする。ただし、再任は妨げない。
- 2 教職員以外の委員に欠員が生じた場合は、補充することができる。その場合、任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

- 第6条 委員長は、教職員以外の委員の中から互選によりこれを定める。
- 2 委員長は、いじめ防止対策委員会を代表し、会務を総理する。

(秘密の保持)

- 第7条 委員は、その役割を遂行するうえで知り得た秘密事項に関し、これを漏らしてはならない。委員を退いた後も同様とする。

(会議)

第 8 条 委員会は委員長が召集する。

2 会議は、その内容を鑑み非公開とする。

(事務局および事務局委員)

第 9 条 委員会の事務局は、唐津市立相知中学校に置き、事務局委員を教頭とする。

(補則)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、いじめ防止対策委員会について必要な事項は、委員長が別に定める。

(附則) この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。